

2022年1月28日
ENEOS株式会社

【お知らせ】

買取電力量料金単価の適用期間の延長について

日頃よりENEOS太陽光買取サービスをご利用いただきありがとうございます。
さて、弊社は、買取電力量料金単価の適用期間の延長に伴い、2022年1月28日
付けで「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」を改定いたしますので下
記よりご確認をお願いいたします。
なお、今回の改定に伴う買取料金単価の変更はありません。

記

- ・改定後の「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」は[こちら](#)
- ・「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」新旧対照表

現約款（改訂前）【2020年10月1日実施】	新約款（改訂後）【2022年1月28日実施】
「別表」1. 買取電力量料金単価の適用期間 本別表に定める買取電力量料金単価の適用期間は、 2019年11月1日から2022年3月の検針日までと いたします。	「別表」1. 買取電力量料金単価の適用期間 本別表に定める買取電力量料金単価の適用期間は、 2019年11月1日から <u>2023年</u> 3月の検針日までと いたします。

詳しくは、ENEOS太陽光買取カスタマーセンターまでお問い合わせください。

ENEOS太陽光買取カスタマーセンター
電話番号0120-08-8704
受付時間午前9時～午後5時（第3日曜と年末年始を除く）

以上